明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務四）　一
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　一九
〔告　示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物の公表を行う件（内閣府二九）　二五
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（同三〇）　三〇
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学三一）　三〇
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同三二）　三三
○登録有形文化財の名称を変更する件（同三三）　三三
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同三四）　三四
○種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産四一三）　三五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六七
会社その他
会社決算公告　七一

省令

○外務省令第四号

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）の施行に伴い、並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項までの規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	9,650	13,200	9,400	12,950	6,700	10,250	6,450	10,000
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	1,790,000	2,450,000	1,750,000	2,410,000	1,240,000	1,900,000	1,200,000	1,860,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	480,000	655,000	470,000	645,000	330,000	510,000	320,000	495,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	38,800	53,100	37,860	52,140	26,900	41,200	25,960	40,240
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,090	5,590	3,980	5,490	2,830	4,340	2,730	4,240
大韓民国	ｳｫﾝ	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	815	1,115	795	1,095	565	865	545	845
香港	香港・ﾄﾞﾙ	910	1,240	880	1,220	630	960	610	940
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	15,520	21,240	15,140	20,860	10,760	16,480	10,380	16,100
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	31,350	42,880	30,580	42,120	21,730	33,270	20,960	32,500
バングラデシュ	ﾀｶ	12,350	16,890	12,050	16,590	8,560	13,110	8,260	12,800
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	6,550	8,950	6,400	8,800	4,550	6,950	4,400	6,800
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164
ベトナム	ﾄﾞﾝ	2,810,000	3,840,000	2,740,000	3,780,000	1,950,000	2,980,000	1,880,000	2,910,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	525	720	515	705	365	560	350	545
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	247,000	337,900	240,900	331,800	171,200	262,100	165,200	256,100
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	1,780	2,440	1,740	2,400	1,240	1,890	1,190	1,850
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	408,000	558,000	398,000	548,000	283,000	433,000	273,000	423,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	2,117,000	2,896,000	2,065,000	2,844,000	1,468,000	2,247,000	1,416,000	2,195,000

アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	3,750	7,300	3,500	7,050	3,750	7,300	3,500	7,050	950	1,500
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	690,000	1,350,000	650,000	1,310,000	690,000	1,350,000	650,000	1,310,000	180,000	270,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	185,000	360,000	175,000	350,000	185,000	360,000	175,000	350,000	45,000	75,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	61	119	57	116	61	119	57	116	16	24
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	15,000	29,280	14,040	28,340	15,000	29,280	14,040	28,340	3,800	5,960
タイ	ﾊﾞｰﾂ	1,580	3,080	1,480	2,980	1,580	3,080	1,480	2,980	400	630
大韓民国	ｳｫﾝ	57,000	112,000	54,000	108,000	57,000	112,000	54,000	108,000	15,000	23,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	315	615	295	595	315	615	295	595	80	125
香港	香港･ﾄﾞﾙ	350	680	330	660	350	680	330	660	90	140
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	6,000	11,710	5,620	11,330	6,000	11,710	5,620	11,330	1,520	2,380
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	12,120	23,650	11,350	22,880	12,120	23,650	11,350	22,880	3,080	4,810
バングラデシュ	ﾀｶ	4,770	9,320	4,470	9,020	4,770	9,320	4,470	9,020	1,210	1,890
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	2,550	4,950	2,350	4,800	2,550	4,950	2,350	4,800	650	1,000
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	61	119	57	116	61	119	57	116	16	24
ベトナム	ﾄﾞﾝ	1,090,000	2,120,000	1,020,000	2,050,000	1,090,000	2,120,000	1,020,000	2,050,000	280,000	430,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	205	395	190	385	205	395	190	385	50	80
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	95,500	186,400	89,400	180,300	95,500	186,400	89,400	180,300	24,200	37,900
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	690	1,350	650	1,300	690	1,350	650	1,300	180	270
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	158,000	308,000	148,000	298,000	158,000	308,000	148,000	298,000	40,000	63,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	818,000	1,597,000	766,000	1,545,000	818,000	1,597,000	766,000	1,545,000	208,000	325,000

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	175	240	171	235	122	186	117	182
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	175	240	171	235	122	186	117	182
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	320	437	312	429	222	339	214	331
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	959	1,312	935	1,288	665	1,018	641	994
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	276	378	269	371	192	293	185	286
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	14,050	19,225	13,705	18,880	9,740	14,915	9,395	14,570
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	190	259	185	255	131	201	127	197
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	14,050	19,225	13,705	18,880	9,740	14,915	9,395	14,570
パプアニューギニア	ｷﾅ	418	572	408	562	290	444	279	433
パラオ	ﾊﾟﾗｵ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	263	360	256	353	182	279	176	273
マーシャル	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
ミクロネシア	ﾐｸﾛﾈｼｱ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122

大洋州

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	68	132	63	128	68	132	63	128	17	27
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	68	132	63	128	68	132	63	128	17	27
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	124	241	116	233	124	241	116	233	31	49
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	371	724	347	700	371	724	347	700	94	147
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	107	208	100	202	107	208	100	202	27	42
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	5,430	10,605	5,085	10,260	5,430	10,605	5,085	10,260	1,380	2,155
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	73	143	69	138	73	143	69	138	19	29
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	5,430	10,605	5,085	10,260	5,430	10,605	5,085	10,260	1,380	2,155
パプアニューギニア	ｷﾅ	162	315	151	305	162	315	151	305	41	64
パラオ	ﾊﾟﾗｵ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	102	198	95	192	102	198	95	192	26	40
マーシャル	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
ミクロネシア	ﾐｸﾛﾈｼｱ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18

北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164

北米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	61	119	57	116	61	119	57	116	16	24

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	28,100	38,400	27,400	37,800	19,500	29,800	18,800	29,100
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	4,560	6,220	4,440	6,120	3,160	4,840	3,040	4,720
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	2,791	3,818	2,723	3,750	1,935	2,962	1,866	2,894
グアテマラ	ｹｯﾂｱﾙ	906	1,239	883	1,217	628	961	606	939
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	65,200	89,200	63,600	87,600	45,200	69,200	43,600	67,600
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	526,000	719,500	513,000	706,500	364,500	558,000	351,500	545,000
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	17,550	24,000	17,100	23,550	12,150	18,600	11,700	18,150
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	96,000	131,000	93,500	129,000	66,500	102,000	64,000	99,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	6,520	8,920	6,360	8,760	4,520	6,920	4,360	6,760
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	775	1,060	755	1,045	540	825	520	805
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	4,267	5,838	4,162	5,733	2,958	4,529	2,853	4,424
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	16,800	22,990	16,390	22,580	11,650	17,840	11,240	17,420
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	117	160	114	158	81	124	78	122
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	858,000	1,174,000	837,000	1,153,000	595,000	911,000	574,000	889,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	236	323	230	317	164	251	158	245
ブラジル	ﾍｱﾙ	604	826	588	812	418	640	404	626
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ﾂﾍﾞﾗﾉ	2,885	3,945	2,815	3,875	2,000	3,060	1,930	2,990
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	236	323	230	317	164	251	158	245
ペルー	ｿﾙ	441	603	430	592	305	468	295	457
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	815	1,115	795	1,095	565	865	545	845
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	2,890	3,954	2,819	3,883	2,004	3,067	1,933	2,996
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	2,120	2,900	2,070	2,850	1,470	2,250	1,420	2,200

中南米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	10,900	21,200	10,200	20,500	10,900	21,200	10,200	20,500	2,800	4,300
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	1,760	3,440	1,640	3,320	1,760	3,440	1,640	3,320	440	700
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	1,079	2,106	1,010	2,038	1,079	2,106	1,010	2,038	274	428
グアテマラ	ｹｯﾂｱﾙ	350	683	328	661	350	683	328	661	89	139
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	25,200	49,200	23,600	47,600	25,200	49,200	23,600	47,600	6,400	10,000
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	203,000	397,000	190,500	384,000	203,000	397,000	190,500	384,000	51,500	80,500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	6,750	13,250	6,350	12,800	6,750	13,250	6,350	12,800	1,700	2,700
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	37,000	72,500	34,500	70,000	37,000	72,500	34,500	70,000	9,500	14,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	2,520	4,920	2,360	4,760	2,520	4,920	2,360	4,760	640	1,000
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	300	585	280	565	300	585	280	565	75	120
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	1,649	3,220	1,545	3,115	1,649	3,220	1,545	3,115	419	654
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	6,490	12,680	6,080	12,270	6,490	12,680	6,080	12,270	1,650	2,580
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	332,000	647,000	311,000	626,000	332,000	647,000	311,000	626,000	84,000	132,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	91	178	86	172	91	178	86	172	23	36
ブラジル	ﾍｱﾙ	234	456	218	440	234	456	218	440	60	92
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ﾎﾞﾍﾞﾗﾉ	1,115	2,175	1,045	2,105	1,115	2,175	1,045	2,105	285	440
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	91	178	86	172	91	178	86	172	23	36
ペルー	ｿﾙ	170	332	159	322	170	332	159	322	43	68
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	315	615	295	595	315	615	295	595	80	125
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	1,117	2,181	1,046	2,110	1,117	2,181	1,046	2,110	284	443
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	820	1,600	770	1,550	820	1,600	770	1,550	210	330

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	16,300	22,300	15,900	21,900	11,300	17,300	10,900	16,900
アイルランド	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	199	272	194	267	138	211	133	206
アルバニア	ﾚｸ	12,200	16,600	11,900	16,300	8,400	12,900	8,100	12,600
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	45,280	61,940	44,170	60,830	31,390	48,060	30,280	46,940
イタリア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,505	6,160	4,390	6,050	3,120	4,780	3,010	4,670
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,358,000	1,858,000	1,325,000	1,825,000	942,000	1,442,000	908,000	1,408,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	95	130	92	127	66	101	63	98
エストニア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
オーストリア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
オランダ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	54,350	74,350	53,000	73,000	37,650	57,650	36,350	56,350
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	6,740	9,210	6,570	9,050	4,670	7,150	4,500	6,980
キプロス	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ギリシャ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	10,190	13,940	9,940	13,690	7,060	10,810	6,810	10,560
クロアチア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
コソボ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ジョージア	ﾗﾘ	308	421	300	413	213	326	206	319
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	107	146	104	143	74	113	71	110
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,250	1,720	1,220	1,680	870	1,330	840	1,300
スペイン	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
スロバキア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
スロベニア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	6,300	12,300	5,900	11,900	6,300	12,300	5,900	11,900	1,600	2,500
アイルランド	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	77	150	72	145	77	150	72	145	20	30
アルバニア	ﾚｸ	4,700	9,200	4,400	8,900	4,700	9,200	4,400	8,900	1,200	1,900
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	17,500	34,170	16,390	33,060	17,500	34,170	16,390	33,060	4,440	6,940
イタリア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	1,740	3,400	1,630	3,285	1,740	3,400	1,630	3,285	440	690
ウズベキスタン	ｿﾑ	525,000	1,025,000	492,000	992,000	525,000	1,025,000	492,000	992,000	133,000	208,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	37	72	34	69	37	72	34	69	9	15
エストニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
オーストリア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
オランダ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	21,000	41,000	19,650	39,650	21,000	41,000	19,650	39,650	5,350	8,350
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	2,600	5,080	2,440	4,920	2,600	5,080	2,440	4,920	660	1,030
キプロス	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ギリシャ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	3,940	7,690	3,690	7,440	3,940	7,690	3,690	7,440	1,000	1,560
クロアチア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
コソボ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ジョージア	ﾗﾘ	119	232	111	225	119	232	111	225	30	47
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	41	80	39	78	41	80	39	78	10	16
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	480	950	450	920	480	950	450	920	120	190
スペイン	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
スロバキア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
スロベニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	12,850	17,550	12,500	17,250	8,900	13,600	8,600	13,300
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	1,254	1,715	1,223	1,685	869	1,331	838	1,300
チェコ	ｺﾙﾅ	2,620	3,580	2,550	3,520	1,810	2,780	1,750	2,710
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	815	1,115	795	1,095	565	865	545	845
ドイツ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	408	558	398	548	283	433	273	423
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	1,255	1,715	1,225	1,685	870	1,330	840	1,300
バチカン	ﾊﾞﾁｶﾝ・ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	41,800	57,200	40,800	56,200	29,000	44,400	27,900	43,300
フィンランド	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
フランス	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ブルガリア	ﾚｳﾞ	214	293	209	288	149	228	143	222
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	340	465	331	456	235	360	227	352
ベルギー	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	509	697	497	684	353	541	341	528
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	214	293	209	288	149	228	143	222
ポルトガル	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
マルタ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	2,159	2,954	2,106	2,901	1,497	2,291	1,444	2,238
ラトビア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
リトアニア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ルーマニア	ﾚｲ	545	745	530	730	375	575	365	565
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,310	12,740	9,090	12,510	6,460	9,890	6,230	9,660

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	4,950	9,700	4,650	9,350	4,950	9,700	4,650	9,350	1,250	1,950
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	485	946	454	915	485	946	454	915	123	192
チェコ	ｺﾙﾅ	1,010	1,970	950	1,910	1,010	1,970	950	1,910	260	400
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	315	615	295	595	315	615	295	595	80	125
ドイツ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	158	308	148	298	158	308	148	298	40	63
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	485	945	455	915	485	945	455	915	125	190
バチカン	ﾊﾞﾁｶﾝ・ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	16,200	31,500	15,100	30,500	16,200	31,500	15,100	30,500	4,100	6,400
フィンランド	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
フランス	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ブルガリア	ﾚｳﾞ	83	162	78	157	83	162	78	157	21	33
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	131	256	123	248	131	256	123	248	33	52
ベルギー	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	197	384	184	372	197	384	184	372	50	78
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	83	162	78	157	83	162	78	157	21	33
ポルトガル	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
マルタ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	834	1,629	781	1,576	834	1,629	781	1,576	212	331
ラトビア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
リトアニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ルーマニア	ﾚｲ	210	410	195	395	210	410	195	395	55	85
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	3,600	7,030	3,370	6,800	3,600	7,030	3,370	6,800	910	1,430

中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	10,050	13,750	9,800	13,500	7,000	10,700	6,750	10,450
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	430	585	420	575	295	455	285	445
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	60,350	82,600	58,900	81,100	41,850	64,050	40,350	62,600
イスラエル	ｼｪｹﾙ	429	587	418	576	297	455	287	445
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	163,000	223,000	159,000	219,000	113,000	173,000	109,000	169,000
イラン	ﾘｱﾙ	44,000,000	60,500,000	43,000,000	59,000,000	30,500,000	47,000,000	29,500,000	45,500,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	45.0	62.0	44.0	60.5	31.5	48.0	30.0	47.0
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	429	587	418	576	297	455	287	445
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	36.00	49.25	35.25	48.50	25.00	38.25	24.00	37.50
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	440	605	430	590	305	470	295	455
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	740,900	1,013,650	722,750	995,450	513,650	786,350	495,450	768,200
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	2,585	3,535	2,520	3,470	1,790	2,740	1,725	2,680
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	44.0	60.5	43.0	59.5	30.5	47.0	29.5	46.0
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	83	114	81	112	58	88	56	86
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,753,000	2,398,000	1,710,000	2,355,000	1,215,000	1,860,000	1,172,000	1,817,000

中東

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	3,900	7,600	3,650	7,350	3,900	7,600	3,650	7,350	1,000	1,550
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	165	325	155	315	165	325	155	315	40	65
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	23,350	45,550	21,850	44,050	23,350	45,550	21,850	44,050	5,950	9,250
イスラエル	ｼｪｹﾙ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	63,000	123,000	59,000	119,000	63,000	123,000	59,000	119,000	16,000	25,000
イラン	ﾘｱﾙ	17,000,000	33,000,000	16,000,000	32,000,000	17,000,000	33,000,000	16,000,000	32,000,000	4,500,000	7,000,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	17.5	34.0	16.5	33.0	17.5	34.0	16.5	33.0	4.5	7.0
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	14.00	27.25	13.00	26.25	14.00	27.25	13.00	26.25	3.50	5.50
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	170	330	160	320	170	330	160	320	45	70
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	286,350	559,100	268,200	540,900	286,350	559,100	268,200	540,900	72,750	113,650
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	1,000	1,950	935	1,885	1,000	1,950	935	1,885	255	395
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	17.0	33.5	16.0	32.0	17.0	33.5	16.0	32.0	4.5	7.0
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	32	63	30	61	32	63	30	61	8	13
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	677,000	1,323,000	634,000	1,280,000	677,000	1,323,000	634,000	1,280,000	172,000	269,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16,300	22,300	15,900	21,900	11,300	17,300	10,900	16,900
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	74,100	101,400	72,300	99,500	51,400	78,600	49,500	76,800
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ･ｼﾘﾝｸﾞ	441,000	603,000	430,000	592,000	305,000	468,000	295,000	457,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	3,460	4,730	3,380	4,650	2,400	3,670	2,310	3,590
エチオピア	ﾌﾞﾙ	6,417	8,780	6,260	8,622	4,449	6,811	4,291	6,654
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	1,768	2,419	1,725	2,375	1,226	1,876	1,182	1,833
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	1,254	1,715	1,223	1,685	869	1,331	838	1,300
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
ギニア	ｷﾞﾆｱ･ﾌﾗﾝ	1,019,000	1,394,000	994,000	1,369,000	706,000	1,081,000	681,000	1,056,000
ケニア	ｹﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	15,850	21,650	15,450	21,250	10,950	16,800	10,600	16,400
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ･ﾌﾗﾝ	258,700	354,000	252,400	347,600	179,400	274,600	173,000	268,300
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	2,230	3,051	2,175	2,996	1,546	2,367	1,491	2,312
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ･ﾌﾗﾝ	20,900	28,600	20,400	28,100	14,500	22,200	14,000	21,700
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	70,900	97,000	69,100	95,200	49,100	75,200	47,400	73,500
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	1,633	2,234	1,593	2,194	1,132	1,733	1,092	1,693
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	6,300	12,300	5,900	11,900	6,300	12,300	5,900	11,900	1,600	2,500
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	28,600	55,900	26,800	54,100	28,600	55,900	26,800	54,100	7,300	11,400
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ・ｼﾘﾝｸﾞ	170,000	332,000	159,000	322,000	170,000	332,000	159,000	322,000	43,000	68,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,340	2,610	1,250	2,530	1,340	2,610	1,250	2,530	340	530
エチオピア	ﾌﾞﾙ	2,480	4,843	2,323	4,685	2,480	4,843	2,323	4,685	630	984
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	683	1,334	640	1,291	683	1,334	640	1,291	174	271
ガーナ	ｶﾞｰﾅ・ｾﾃﾞｨ	485	946	454	915	485	946	454	915	123	192
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
ギニア	ｷﾞﾆｱ・ﾌﾗﾝ	394,000	769,000	369,000	744,000	394,000	769,000	369,000	744,000	100,000	156,000
ケニア	ｹﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	6,100	11,950	5,750	11,550	6,100	11,950	5,750	11,550	1,550	2,450
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ・ﾌﾗﾝ	100,000	195,200	93,700	188,900	100,000	195,200	93,700	188,900	25,400	39,700
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	862	1,683	807	1,628	862	1,683	807	1,628	219	342
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ・ﾌﾗﾝ	8,100	15,800	7,600	15,300	8,100	15,800	7,600	15,300	2,100	3,200
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	27,400	53,500	25,700	51,700	27,400	53,500	25,700	51,700	7,000	10,900
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	631	1,232	591	1,192	631	1,232	591	1,192	160	251
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	281,000	384,000	274,000	378,000	195,000	298,000	188,000	291,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	362	496	353	487	251	384	242	376
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	67,900	92,900	66,300	91,300	47,100	72,100	45,400	70,400
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ･ﾄﾞﾙ	2,139	2,927	2,087	2,874	1,483	2,270	1,430	2,218
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,630	2,230	1,590	2,190	1,130	1,730	1,090	1,690
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	509,000	697,000	497,000	684,000	353,000	541,000	341,000	528,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ･ｸﾜﾁｬ	125,400	171,500	122,300	168,500	86,900	133,100	83,800	130,000
マリ	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	2,140	2,930	2,090	2,880	1,485	2,275	1,430	2,220
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	101,900	139,400	99,400	136,900	70,600	108,100	68,100	105,600
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ･ﾙﾋﾟｰ	5,290	7,240	5,160	7,110	3,670	5,620	3,540	5,490
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	4,250	5,800	4,150	5,700	2,950	4,500	2,850	4,400
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	7,480	10,230	7,290	10,050	5,180	7,940	5,000	7,750
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,165	1,595	1,135	1,565	805	1,235	780	1,205
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	562	769	548	755	390	597	376	583
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	135,800	185,800	132,500	182,500	94,200	144,200	90,800	140,800

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	109,000	212,000	102,000	205,000	109,000	212,000	102,000	205,000	28,000	43,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	140	273	131	264	140	273	131	264	36	56
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	26,300	51,300	24,600	49,600	26,300	51,300	24,600	49,600	6,700	10,400
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	827	1,614	774	1,562	827	1,614	774	1,562	210	328
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	630	1,230	590	1,190	630	1,230	590	1,190	160	250
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	197,000	384,000	184,000	372,000	197,000	384,000	184,000	372,000	50,000	78,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	48,500	94,600	45,400	91,500	48,500	94,600	45,400	91,500	12,300	19,200
マリ	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	830	1,615	775	1,565	830	1,615	775	1,565	210	330
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	39,400	76,900	36,900	74,400	39,400	76,900	36,900	74,400	10,000	15,600
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	2,050	3,990	1,920	3,860	2,050	3,990	1,920	3,860	520	810
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	1,650	3,200	1,550	3,100	1,650	3,200	1,550	3,100	400	650
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	2,890	5,640	2,710	5,460	2,890	5,640	2,710	5,460	730	1,150
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	450	880	420	850	450	880	420	850	115	180
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	217	424	203	410	217	424	203	410	55	86
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	52,500	102,500	49,200	99,200	52,500	102,500	49,200	99,200	13,300	20,800

附　則

この省令は、旅券法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

○農林水産省令第八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項、第十五条の三第一項及び第二十二条第二項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日

農林水産大臣　江藤　拓

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ボタンイチゲ	Anemone coronaria L.	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
アルトロポディウム　カンディドゥム	Arthropodium candidum Raoul	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（削る）	（削る）
	Avena nuda L.	飼料作物
	Avena sativa L.	飼料作物
（略）	（略）	（略）
（略）	Brassica napus L. subsp. napus	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. viridis L.	野菜
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）

改正前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
パインアップル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
アルテミシア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
エンバク	Avena sativa L.	飼料作物
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ナタネ	Brassica napus L.	（略）
（略）	（略）	（略）
ケール	（略）	（略）
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. sabellica L.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
トウガラシ	（略）	（略）
	Capsicum chinense Jacq.	野菜

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Chlorophytum laxum R. Br.	草花
	Chlorophytum saundersiae (Baker) Nordal	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
サカキ	Cleyera japonica Thunb.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	Daphne L.	（略）
（略）	（略）	（略）
エスカリョニア	Escallonia Mutis ex L. f.	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	Eustoma exaltatum (L.) Salisb. ex G. Don subsp. russellianum (Hook.) Kartesz [Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ベンガルボダイジュ	Ficus benghalensis L.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
アイリス（ビアデッドアイリス、球根アイリス、カキツバタ及びコアヤメを除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ラシュナリア	Lachenalia Jacq. f. ex Murr.	草花
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
オリヅルラン	Chlorophytum comosum (Thunb.) Jacques	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ボタンクサギ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジンチョウゲ	Daphne odora Thunb.	（略）
（略）	（略）	（略）
エスカリョニア　ラエウィス	Escallonia laevis (Vell.) Sleumer	（略）
（略）	（略）	（略）
トルコギキョウ	Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners [Eustoma exaltatum subsp. russellianum (Hook.) Kartesz] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	（略）
（略）	（略）	（略）
フェストロリウム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
アイリス（ビアデッドアイリス、球根アイリス及びカキツバタを除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
クニフォフィア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
	Ocimum tenuiflorum L. [Ocimum sanctum L.]	工芸作物
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（略）	Pholiota microspora (Berk.) Sacc.	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（削る）	（削る）
	Portulaca grandiflora Hook.	草花
	Portulaca oleracea L.	草花
	Portulaca umbraticola Kunth	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
むきたけ	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemelä & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	きのこ
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Veronica catarractae G. Forst. [Parahebe catarractae (G. Forst.) W. R. B. Oliv.]	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Agathosma Willd.	観賞樹
	Banksia integrifolia L.f.	観賞樹
	（略）	（略）

バジル	Ocimum basilicum L.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
むきたけ	Panellus serotinus (Fr.) kühn	きのこ
（略）	（略）	（略）
なめこ	Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai	（略）
（略）	（略）	（略）
マツバボタン	Portulaca grandiflora Hook.	草花
スベリヒユ	Portulaca oleracea L.	草花
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
サルココッカ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ウェロニカ	Veronica bachofenii Heuff.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
その他観賞樹	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	Chamaecyparis pisifera (Siebold & Zucc.) Endl.	（略）

		（略）	（略）
		Conradina canescens A. Gray	観賞樹
		Eucalyptus deglupta Blume	観賞樹
		Ficus microcarpa L.f.	観賞樹
		（略）	（略）
		Ilex vomitoria Sol. ex Aiton	観賞樹
		Juniperus scopulorum Sarg	観賞樹
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		Philadelphus L.	観賞樹
		（略）	（略）
		Prunus laurocerasus L.	観賞樹
		（略）	（略）
		Syzygium buxifolium Hook. et Arn.	観賞樹
		Thymus L.	観賞樹
		Ugni molinae Turcz.	観賞樹
		Viburnum odoratissimum Ker Gawl.	観賞樹
		Vitex trifolia L.	観賞樹
（略）		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
		Ludisia discolor (Ker Gawl.) A. Rich.	草花
（略）		（略）	（略）
		Cuphea linarioides Cham. & Schltdl.	草花
		Delairea odorata Lem.	草花
		Echinops ritro L.	草花
		Echinopsis calochlora K. Schum.	草花
		Euploca ovalifolia (Forssk.) Diane & Hilger	草花

		Choisya x dewitteana Geerinck	（略）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		Forsythia x intermedia Zabel	（略）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（略）	（略）
		Parrotia persica (DC.) C. A. Mey.	（略）
		（新設）	（新設）
		Picea glauca (Moench) Voss	（略）
		（新設）	（新設）
		Schizophragma hydrangeoides Siebold & Zucc.	（略）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
（略）		（略）	（略）
その他ラン類		（略）	（略）
		（新設）	（新設）
その他草花（その他球根類及びその他ラン類を除く。）		（略）	（略）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）

	Iris sibirica L.	草花
	Leontopodium nivale (Ten.) Hand.-Mazz.	草花
	（略）	（略）
	Lythrum salicaria L.	草花
	Mammillaria humboldtii C. Ehrenb.	草花
	Nepeta L.	草花
	Omphalodes linifolia (L.) Moench	草花
	（略）	（略）
	Rehmannia piasezkii Maxim. × Rehmannia elata N.E. Br. ex Prain	（略）
	Tradescantia cerinthoides Kunth	草花

別表第二（第五条関係）

学　　名	和　　名
（略）	（略）
（略）	落花生種
（略）	（略）
Brassica napus L. subsp. napus	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
Chlorophytum laxum R. Br.	クロロフィツム　ラクサム種
（略）	（略）
（略）	（略）
Coprosma J.R. et G. Forst.	コプロスマ属
（略）	（略）
（略）	（略）
Cucurbita maxima Duch.	セイヨウカボチャ種
Cucurbita moschata Duch.	ニホンカボチャ種

	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	Lepidium virginicum L.	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	Rehmannia piasezkii Maxim × Rehmannia elata N.E. Br. ex Prain	（略）
	（新設）	（新設）

別表第二（第五条関係）

学　　名	和　　名
（略）	（略）
Arachis hypogaea L.	ラッカセイ種
（略）	（略）
Brassica napus L.	ナタネ種
（略）	（略）
Chlorophytum comosum (Thunb.) Jacques	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Convolvulus L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Cucurbita L.	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

Cucurbita pepo L.	ペポカボチャ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Curio ficoides (L.) P. V. Heath	キュリオ　フィコイデス種
（略）	（略）
（略）	（略）
Daphne bholua Buch.-Ham. ex D. Don	ダフネ　ブホルア種
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）
Euploca ovalifolia (Forssk.) Diane & Hilger	エウプロカ　オウァリフォリア種
（略）	（略）
Eustoma exaltatum (L.) Salisb. ex G. Don subsp. russellianum (Hook.) Kartesz [Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	トルコギキョウ亜種
（略）	（略）
（略）	（略）
Fargesia nitida (Mitford) Keng f. ex T. P. Yi	ファルゲシア　ニティダ種
（略）	（略）
Ficus microcarpa L.f.	ガジュマル種
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
Omphalodes linifolia (L.) Moench	（略）
（略）	（略）

（新設）	（新設）
（略）	（略）
Curcuma longa L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Dahlia Cav.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Escallonia laevis (Vell.) Sleumer	エスカリョニア　ラエウィス種
（略）	（略）
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners [Eustoma exaltatum subsp. russellianum (Hook.) Kartesz] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	トルコギキョウ種
（略）	（略）
Fargesia murielae (Gamble) T.P.Yi	（略）
（新設）	（新設）
Ficus elastica Roxb. ex Hornem.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Heliotropium ovalifolium Forssk.	ヘリオトロピウム　オウァリフォリウム種
（略）	（略）
Omphalodes linifolia (L.) Moench	オンファロデス　リニフォリア種
（略）	（略）

（略）	（略）
Othonna L.	オトンナ属
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
Pholiota microspora (Berk.) Sacc.	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
Portulaca umbraticola Kunth	ハナスベリヒユ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemela & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	むきたけ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Sedum makinoi Maxim.	マルバマンネングサ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Valeriana fauriei Briq.	カノコソウ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Veronica catarractae G. Forst. [Parahebe catarractae (G. Forst.) W. R. B. Oliv.]	ウェロニカ　カタラクタエ種
（略）	（略）

Osteospermum L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Panellus serotinus (Fr.) kühn	むきたけ種
（略）	（略）
Parahebe catarractae (G. Forst.) W. R. B. Oliv.	パラヘーベ　カタラクタエ種
（略）	（略）
Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai	なめこ種
（略）	（略）
Portulaca oleracea L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Sarcococca Lindl.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Sedum lineare Thunb.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Vaccinium vitis-idaea L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Veronica bachofenii Heuff.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

別表第三の三（第十一条の三関係）

農林水産植物の区分	特別な調査を要する重要な形質	金　　額
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	根こぶ病抵抗性	二十八万円
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	葉焼病抵抗性	二十万円
（略）	（略）	（略）
（略）	（削る）	（削る）
	スクロース含有	（略）
	（略）	（略）
	ＧＡＢＡ含有量	十三万五千円
	（略）	（略）
	トマト黄化葉巻ウイルス抵抗性（イスラエル系統）	（略）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

別表第三の三（第十一条の三関係）

農林水産植物の区分	特別な調査を要する重要な形質	金　　額
（略）	（略）	（略）
テンサイ	根中糖分含有率	八千五百円
	糖量	八千五百円
	ナトリウム含有量	二万二千円
	カリウム含有量	二万二千円
	可溶性窒素含有量	四万八千円
ナタネ	（略）	（略）
	晩夏まき抽だい性	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ダイズ	（略）	（略）
	ハスモンヨトウ抵抗性（非選好性）	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
トマト	全固形物量	一万七千円
	スクロース含有量の有無	（略）
	リコペン含有量	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）イスラエル系統抵抗性）	（略）
	黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）マイルド系統抵抗性）	二十万円
	かいよう病抵抗性	二十万円
（略）	（略）	（略）

別表第四（第十七条関係）

名称審査区分	類似の農林水産植物の区分	
	学　　名	和　　名
属より細分化された区分		
（略）	（略）	（略）
（略）	Beta vulgaris Fodder Beet Group [Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. alba DC. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. crassa Alef. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. crassa Mansf. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. rapacea K. Koch]	飼料用ビート類
	Beta vulgaris Garden Beet Group [Beta vulgaris ssp. vulgaris var. conditiva Alef. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. esculenta L. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. hortensis]	テンサイ類
（略）	Beta vulgaris Garden Beet Group [Beta vulgaris ssp. vulgaris var. conditiva Alef. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. esculenta L. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. hortensis]	ビートルート類
	Beta vulgaris Leaf Beet Group [Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. flavescens DC. f. Crispa B. vulgaris L. var. cicla (L.) Ulrich B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. vulgaris]	フダンソウ類
	（削る）	（削る）

別表第四（第十七条関係）

名称審査区分	類似の農林水産植物の区分	
	学　　名	和　　名
属より細分化された区分		
（略）	（略）	（略）
CLASS 2.1	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. alba DC.	飼料用ビート
	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. saccharifera Alef.	テンサイ
CLASS 2.2	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. conditiva Alef. [B. vulgaris L. var. rubra L.]	ビートルート
	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. vulgaris	スイスチャード
	Beta vulgaris L. var. cicla L.	スピニッシュビート

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
CLASS 5.1	Allium cepa L.	タマネギ
	Allium fistulosum L.	ネギ
CLASS 5.2	Allium sativum L.	ニンニク
CLASS 5.3	Allium L. (class 5.1及びclass 5.2を除く。)	class 5.1及びclass 5.2を除くネギ属に属する種類
複数の属からなる区分		
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	× Trititrigia Tzvelev	トリティトリギア属
（略）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	Megathyrsus (Pilg.) B. K. Simon & S. W. L. Jacobs	メガティルスス属
	Panicum L.	パニカム属
	Setaria L.	エノコログサ属
	Steinchisma Raf.	ステインキスマ属
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	（略）
	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）
	Pholiota microspora (Berk.) Sacc.	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
CLASS 4.4	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
複数の属からなる区分		
CLASS 201	（略）	（略）
	Triticum L.	（略）
	（新設）	（新設）
CLASS 202	Panicum L.	パニカム属
	Setaria L.	エノコログサ属
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
CLASS 211	（略）	（略）
	Lentinus edodes (Berk.) Sing.	しいたけ
	（略）	（略）
	Panellus serotinus	むきたけ
	（略）	（略）
	Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai	なめこ
	（略）	（略）
	Polyporus tuberaster (Jacquin ex Persoon) Fries	（略）

	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemelä & G.F. Qin) T. Saito, A. Tonouchi & Y. Harada	むきたけ
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。